

議案第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び地方公共団体情報システム標準化による各種システムへの機能追加に伴い、規定の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用____ _____に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく <u>個人番号の利用</u> _____に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法 <u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 及 び特定個人情報の提供に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく 個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法 第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(3) (略)

(4) 個人番号利用事務実施者 法**第2条第12項**に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(5) 情報提供ネットワークシステム 法**第2条第14項**に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(6)・(7) (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表___の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う特定個人番号利用事務とする。

(新設)

2 (略)

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則又は規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(新設)

(3) (略)

(4) 個人番号利用事務実施者 法**第2条第13項**に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(5) 情報提供ネットワークシステム 法**第2条第15項**に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(6)・(7) (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表**第1**の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び実施機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合には、この限りでない。

3 (略)

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則又は規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供するこ

とができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則又は規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの</u>

別表(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	母子父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員	子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

会

もの

(新設)

5

教育委員会

子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

6

教育委員会

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	母子父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支

		給又は保険料の徴収に 関する情報(以下「医療 保険給付関係情報」と いう。)であって規則で 定めるもの
		住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する情 報(以下「住登外者宛名 情報」という。)であっ て規則で定めるもの
2 市長	勝山市重度障害児(者) 医療費の助成に関する 条例による医療費の助 成に関する事務であっ て規則で定めるもの	地方税関係情報であっ て規則で定めるもの 医療保険給付関係情報 であって規則で定める もの 住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号)第7 条第4号に規定する事 項(以下「住民票関係情 報」という。)であって 規則で定めるもの 住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの

3 市長	障害者の日常生活及び	地方税関係情報であつ
	社会生活を総合的に支	て規則で定めるもの
	援するための法律によ	住民票関係情報であつ
	る地域生活支援事業の	て規則で定めるもの
4 市長	実施に関する事務であ	住登外者宛名情報であ
	つて規則で定めるもの	つて規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理	地方税法関係情報、医
	機能による住登外者の	療保険給付関係情報又
5 教育委員会	情報の管理であつて規	は住民票関係情報であ
	則で定めるもの	つて規則で定めるもの
	子ども医療費の助成に	地方税関係情報であつ
	関する条例による医療	て規則で定めるもの
6 教育委員会	費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報
	であつて規則で定める	であつて規則で定める
	もの	もの
		住民票関係情報であつ
6 教育委員会		て規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であ
		つて規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理	地方税関係情報、医療
	機能による住登外者の	保険給付関係情報又は
	情報の管理であつて規	住民票関係情報であつ
	則で定めるもの	て規則で定めるもの

(新設)

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	子ども医療費の 助成に関する条 例による医療費 の助成に関する 事務であって規 則で定めるもの	市長	地方税関係情報、 医療保険給付関 係情報又は住民 票関係情報であ って規則で定め るもの
2 教育委員会	住登外者宛名番 号管理機能によ る住登外者の情 報の管理であっ て規則で定める もの	市長	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号、第4号及び第5号の規定は、令和7年4月1日から適用する。